

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年3月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101345号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100190号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月15日の標準賞与額を21万4,000円、平成16年3月15日の標準賞与額を16万5,000円、同年7月16日の標準賞与額を25万5,000円、同年12月15日の標準賞与額を30万6,000円、平成17年3月16日の標準賞与額を16万6,000円、同年7月22日の標準賞与額を35万1,000円、同年12月12日の標準賞与額を35万2,000円、平成18年3月16日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成15年12月15日、平成16年3月15日、同年7月16日、同年12月15日、平成17年3月16日、同年7月22日、同年12月12日及び平成18年3月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月15日、平成16年3月15日、同年7月16日、同年12月15日、平成17年3月16日、同年7月22日、同年12月12日及び平成18年3月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年3月15日
③ 平成16年7月16日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年3月16日
⑥ 平成17年7月22日
⑦ 平成17年12月12日
⑧ 平成18年3月16日

A社の事業主からの連絡により、同社の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額の記録がないことを知った。同社の事業主は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた事実を認めているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、A社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の賞与明細書（平成15年12月支給分、平成16年3月支給分、同年7月支給分、同年12月支給分、平成17年3月支給分、同年7月支給分、同年12月支給分及び平成18年3月支給分）、同社の事業主から提出された請求者の賞与明細書（平成18年3月支給分）並びに請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間において、同社から賞与を支給され、請求期間①から④まで及び⑧の賞与については、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間⑤から⑦までの賞与については、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、上記同僚及び請求者の賞与明細書並びに請求者の預金通帳の写しにおける振込額により推認又は確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月15日は21万4,000円、平成16年3月15日は16万5,000円、同年7月16日は25万5,000円、同年12月15日は30万6,000円、平成17年3月16日は16万6,000円、同年7月22日は35万1,000円、同年12月12日は35万2,000円、平成18年3月16日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月15日、平成16年3月15日、同年7月16日、同年12月15日、平成17年3月16日、同年7月22日、同年12月12日及び平成18年3月16日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年12月15日、平成16年3月15日、同年7月16日、同年12月15日、平成17年3月16日、同年7月22日、同年12月12日及び平成18年3月16日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101184号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100055号

第1 結論

平成元年7月、平成2年3月及び平成3年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年7月
② 平成2年3月
③ 平成3年3月

私の国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付は妻が行った。請求期間が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の妻が国民年金の加入手続を行い、請求期間①、②及び③(以下、併せて「請求期間」という。)の国民年金保険料を納付した旨主張しており、請求期間当時は、A市に居住していた旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されていたところであるが、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者となった平成元年7月21日(請求期間①に該当)の被保険者資格の取得処理年月日は平成7年6月20日であることが確認できることから、基礎年金番号に統合されている請求者の国民年金番号「*」は、同年6月頃に払い出されたと推認できる上、当該国民年金番号は、請求者が請求期間後に住民登録を行ったとするB県C市を管轄するD社会保険事務所(当時)において、払い出された国民年金番号である。

このことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、平成7年6月頃に行われたものと考えられ、当該時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号「*」のほかに国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の妻は既に亡くなっていることから、当時の状況が不明である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101205 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2100056 号

第 1 結論

昭和 57 年 * 月から昭和 61 年 7 月までの請求期間、同年 10 月から平成元年 9 月までの請求期間、平成 2 年 3 月から平成 3 年 3 月までの請求期間及び平成 7 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 57 年 * 月から昭和 61 年 7 月まで
② 昭和 61 年 10 月から平成元年 9 月まで
③ 平成 2 年 3 月から平成 3 年 3 月まで
④ 平成 7 年 3 月

私の父は、私が 20 歳となった頃に私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してくれていた。請求期間④については、当時勤務していた事業所のルールで 1 日だけ記録が抜けていることをしばらく経ってから知り、平成 17 年 11 月に妻が A 社会保険事務所 (当時) へ出向き、そこで記録が繋がった記憶がある。調査の上、記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、国民年金手帳記号番号 (以下「国民年金番号」という。) が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、オンライン記録によると、請求者は、任意加入により、昭和 61 年 8 月 19 日に初めて国民年金被保険者資格を取得しており、入力処理は同年 9 月 2 日に行われていることが確認できることから、請求者の基礎年金番号に統合された国民年金番号「*」は、請求者が同年 8 月 19 日に加入の申出を行ったことにより払い出されたと推認でき、請求者が 20 歳となった頃に父親が請求者の国民年金に係る加入手続きを行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、昭和 56 年 4 月から昭和 62 年 3 月までは大学生であったと回答しているところ、学生が国民年金の強制加入対象となったのは平成 3 年 4 月 1 日からであり、当時、学生は、本人の申出により国民年金の任意加入被保険者資格を取得することができ、当該被保険者資格は本人の申出により喪失することができたところ、オンライン記録によると、請求者は、

任意加入被保険者の資格を昭和 61 年 8 月 19 日に取得し、同年 10 月 10 日に資格喪失していることが確認できる上、国民年金の任意加入被保険者の資格取得年月日は、その申出日とされており、請求期間①については、制度上、当該申出日時点では、遡って被保険者となることのできない期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者は、昭和 61 年 10 月 10 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した後、平成元年 9 月までの期間は、公的年金制度に加入した記録がない期間（以下「未加入期間」という。）であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者から提出された年金手帳の国民年金の記録（1）欄には、請求者が昭和 61 年 8 月 19 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、同年 10 月 10 日に同資格を喪失していたことのみが記載されており、当該記載はオンライン記録と符合している。

- 3 請求期間③について、請求者は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続を行ったと思う旨陳述しているものの、請求者が当該期間当初に居住していた B 市は、請求者が同市において国民年金の被保険者資格を取得していたことが確認できる資料及び国民健康保険の加入・喪失記録データについては、保存期間経過のため確認できない旨回答していることから、請求者が当該期間について国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたことを確認することができない。

- 4 請求期間④について、請求者は、厚生年金保険被保険者資格を平成 7 年 3 月 31 日に喪失し、共済組合員資格を同年 4 月 1 日に取得していることから、同年 3 月は未加入期間となるが、当時、請求者は、当該事象については承知しておらず、しばらく経過した後当該期間の納付記録がないことに気づき、請求者の妻が平成 17 年 11 月に A 社会保険事務所へ出向いたことで、記録がつながった記憶があると陳述している一方で、請求者の妻は、当該期間の問題が解決した記憶はあるものの、国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶はない旨陳述している上、同年 11 月時点では、時効により当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

- 5 そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧検索にて目視の調査を行ったものの、請求者に対して上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

また、請求者の父親は既に亡くなっていることから、父親から、請求者に係る国民年金の加入手続状況及び請求期間①、②及び③の国民年金保険料納付状況について証言を得ることができない。

さらに、請求者から、平成元年から平成 3 年までの確定申告書の提出があったが、平成元年の確定申告書には社会保険料控除欄に国民年金に係る記載はないほか、平成 2 年及び平成 3 年の確定申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金の支払保険料の合計額は、請求者の妻の国民年金保険料が納付済みと記録されている期間（平成 2 年 4 月から平成 3 年 3 月まで）の国民年金保険料額と一致し、前述のとおり、請求期間③については、未加入期間であることか

ら、当該確定申告書に記載された国民年金の支払保険料は請求者の分であると認めることはできない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101152号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100191号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月1日から昭和51年5月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。A社では、酒類の配達員をしており、正社員として勤務していたことは確かなので、請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る雇用保険の加入記録により、請求者が、請求期間のうち昭和50年6月1日から昭和51年5月1日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の所在地を管轄する法務局は、A社の名称で商業登記は確認できない旨回答している。

さらに、上述の雇用保険の加入記録に記録されているA社の住所に送付した文書照会は不達である上、請求者は、A社における同僚等の氏名を記憶していないことから、照会が困難であり、請求者のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。